

土地収用法第15条の14に基づく事前説明会を
開催することについて（報告）

1 趣旨

本説明会は、新庁舎の建設用地として現市役所北側に隣接する民有地を取得するに当たり、所有者が受け取る補償金等を租税特別措置法の税制上の優遇措置（譲渡所得の金額から5,000万円の特別控除など）の対象とするため、土地収用法に基づく事業認定の取得を進める上で必要な事務手続きとして開催するものです。

2 開催日時 5月19日（月） 13時30分～14時30分

3 開催場所 周南市役所 西本館1階 消費生活センター第2相談室

4 説明内容 (1) 事業の目的（理由及び必要性）
(2) 事業計画の内容
(3) 事業の施行を予定する土地

5 新聞公告 5月9日（金） 中国新聞 掲載 ※掲載内容は下記のとおり

（新聞掲載内容）

土地収用法第15条の14に基づく事前説明会のお知らせ	
このことについて、下記のとおり説明会を開催いたします。	
起業者の名称	山口県周南市岐山通一丁目1番地
周南市	
上記代表者	周南市長 木村 健一郎
記	
1 事業の種類	周南市役所本庁舎整備事業
2 事業の施行を予定する土地の所在	周南市岐山通一丁目、弥生町一丁目及び代々木通一丁目地内
3 開催日時	平成26年5月19日（月）13時30分から14時30分まで
4 開催場所	周南市岐山通一丁目1番地 周南市役所 西本館1階 消費生活センター第2相談室
5 お問合わせ先	周南市企画総務部庁舎建設課 Tel.0834-22-8153